

特別徴収(引き落とし)が中止となる場合

年度の途中で特別徴収の税額が変更になったり、町外に転出や死亡などした場合は住民税の年金からの引き落としが中止となります。

その際、残りの税額は、普通徴収(納付書や口座振替)での納付になりますので、改めて通知いたします。

住民税が給与から引き落としされている方で公的年金所得がある人へ

住民税が給与から特別徴収(引き落とし)されている人は、これまで公的年金所得に係る住民税も含めて住民税全額を給与から引き落とすことができました。

しかし、年金特別徴収制度の開始に伴い、**給与から公的年金所得に係る住民税を引き落とすことができなくなりました。**

このため、住民税が給与から特別徴収(引き落とし)されている方で年金所得がある場合は、給与所得などに係る住民税分はこれまでどおり給与から引き落としされますが、**年金所得に係る住民税は、年金特別徴収または普通徴収(納付書や口座振替)で納付していただくことになります。**(納付方法が複数になります)

具体的な納付方法は次のとおりです。

- ① 4月1日現在65歳以上の人で年金引き落としが可能な人



給与からの特別徴収 + 年金所得に係る住民税は、年金特別徴収

- ② 4月1日現在65歳未満の人または65歳以上の人で年金引き落としができない人



給与からの特別徴収 + 年金所得に係る住民税は、普通徴収



対象となる人へは、6月中旬に「平成21年度 町県民税 納税通知書」にてお知らせします。

平成21年度個人住民税(普通徴収)の納期限

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期
納 期 限	6月30日	8月31日	11月2日	2月1日



お問い合わせ：志賀町税務課 住民税担当 ☎ 32-9142

町内 IP 電話 8-32-9142

平成21年10月から住民税の年金からの引き落としが始まります



国の税制改正により、今まで納付書や口座振替で納付していただいていた公的年金に係る個人住民税を、平成21年10月支給分の年金から引き落としさせていただく特別徴収制度が始まります。

特別徴収(引き落とし)の対象となる人

この制度の対象となるのは、次の(1)から(3)の全てに該当する人です。

- (1) 当該年度の4月1日現在、65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある人
- (2) 国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払額が年18万円以上の人
- (3) 介護保険料が年金から特別徴収(引き落とし)されている人

※ただし、当該年度の特別徴収税額(引き落とし額)が、国民年金法に基づく老齢基礎年金などの年額を超える場合および遺族年金・障害年金は対象とはなりません。

対象となる人へは、6月中旬に「平成21年度 町県民税 納税通知書」でお知らせします。

特別徴収(引き落とし)の対象となる税額

公的年金の所得に係る住民税額のみが引き落としになります。

この特別徴収制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

なお、公的年金以外の給与所得や事業所得など他の所得がある場合、この部分に係る住民税は、これまでどおり給与からの特別徴収または納付書や口座振替で別途納めることとなります。

特別徴収(引き落とし)の時期と方法

特別徴収の開始は、**平成21年10月支給分の年金から**です。そのため、平成21年6月および8月については普通徴収(納付書や口座振替)により納めていただくことになります。具体的には次の表のとおりです。

(平成21年度または新たに特別徴収の対象となった年度)

納付月	普通徴収(納付書、口座振替)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	—	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

(平成22年度以降または新たに特別徴収となった翌年度以降)

納付月	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	年税額から仮徴収した分を引いた残り1/3	年税額から仮徴収した分を引いた残り1/3	年税額から仮徴収した分を引いた残り1/3

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

労働問題を巡る諸問題

Q…私は会社勤めの傍ら、自宅で寝たきりの母親の介護をしています。昼間、勤務中はヘルパーが付き添ってくれますが、帰宅した後は私がすべてをしなければなりません。ところが、来月の異動で自宅からは通えない遠隔地への転勤の内示が下りました。ところが、母親を預けられる施設も病院もないので、私は転勤したくないと、上司に内示を取り消してほしいと頼んだのです。しかし、上司は、「この転勤は会社の人的配置の必要性から出たもので、内示が出た以上拒否はできない。拒否するなら、君はクビだ！」と、言います。クビにはなりたくありませんが、といって母親を置いては行けません。本当にクビになるのでしょうか。

A…人事異動は、会社（使用者）が社員（労働者）に一方的に発令するのが普通です。しかし、どんな場合でも社員は転勤命令を拒否できないのかという点、必ずしもそうではありません。たとえば、会社や上司が恣意的な理由から発令した転勤命令は、当然拒絶できます。また、労働協約上に、「転勤は本人の同意を必要とする」という定めがある場合、本人不同意のまま出した転勤命令は、原則拒絶できます。現地採用で勤務地が限定されている社員や職種限定で採用した社員も、本人の同意がない転勤は原則認められません。この他、労働条件の低下など社員に重大な影響を及ぼす子会社など社外への出向は、原則として社員本人の同意が必要です。いずれにしろ、会社の人事権は無制限ではありません。転勤命令は、会社と社員との合意に基づく契約と言えます。社員が、その命令を拒否できるかどうかは、募集・採用の際の事情、労働

協約、就業規則、会社の規模や慣行などにより決まる他、業務上の必要性と社員の不利益とを比較衡量して判断するのです。事例のように、転勤により生活に重大な支障をきたすなど著しい不利益を社員側に生じさせる場合には、その転勤命令は権利の濫用となり、社員は転勤命令を拒否できるとした裁判例もあります。

●解雇は合理的な理由がいる

転勤命令を拒否すると、命令義務違反を理由に解雇されることがあります。しかし、恣意的な転勤命令や社員側に著しい不利益を生じさせるような場合には解雇処分は許されません。解雇には、客観的に見て合理的な理由が必要なのです。事例の場合、裁判例に照らすと、転勤を拒絶できる場合に当たりますから、会社の転勤命令は無効で、解雇もできません。なお、家族の介護が必要な社員は、育児・介護休業法（正式には、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）でこの法律は、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることを目的として制定されたものです）により介護休業が取れることになっています。そして、この場合、会社は介護休業を理由に社員を解雇あるいは不利益な取扱いができません。また、介護休業中の社員に対しては転勤命令も出せないと考えられます。

以上